

アクール若狭指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 公立小浜病院組合が、介護保険法に規定する介護保険施設として設置運営する介護保険施設「アクール若狭」(以下「施設」という。)において、アクール若狭指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員並び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

- 2 要介護者の人格を尊重し、常に要介護者の立場に立って公正中立に支援するものとする。
- 3 要介護者の選択に基づき、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう支援するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・医療機関等との綿密な連携を図るものとする。
- 5 指定居宅介護支援の提供により、公立小浜病院患者および介護老人保健施設アクール若狭利用者に対しては、更なるサービスの向上に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。また、場所は、介護老人保健施設アクール若狭内に設ける。

- | | |
|-------|-------------------|
| 1 名称 | アクール若狭指定居宅介護支援事業所 |
| 2 所在地 | 福井県小浜市大手町2番2号 |

(職員の職種・員数・および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者(介護支援専門員兼務)は、介護支援専門員等の職員の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 介護支援専門員 2名
介護支援専門員(1名は専従、1名は管理者との兼務)は、指定居宅介護支援の

提供を誠実に行うものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、次の期間は除くものとする。
 - ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ② 8月15日
 - ③ 12月29日から1月3日まで(年末年始)
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法および内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 相談を受ける場所 事業所「介護老人保健施設アクール若狭内」
利用者宅等
 - ② 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム
サービス担当者会議の開催場所 事業所「介護老人保健施設アクール若狭」
介護老人保健施設アクール若狭
家族介護教室・相談室
 - ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- 2 指定居宅介護支援の内容は、厚生省令で定める指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準に基づき行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小浜市とする。公立小浜病院組合構成市町(若狭町・おおい町・美浜町)については、地域連携室で相談を受けるとともに、他の指定居宅介護支援事業所との連携に努めるものとする。

(職員の研修)

第9条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修
- ② 継続研修

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応・ハラスメント対応)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に対する利用者またはその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、自らが居宅サービスに位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(記録の整備)

第12条 居宅介護支援サービスの提供に際して作成した諸記録を契約の完結した日より5年間保存する。また、家族等に対し、事業所が保管する契約者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じる。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生性の原因と再発防止策について、速やかに協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

3 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等関係者に通知するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(秘密の保持)

第15条 職員は、業務上知り得た個人の秘密を在籍中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他の運営についての重要事項)

第16条 事業に必要な設備および備品を備えるものとする。

2 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、公立小浜病院組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日改正し施行する。